

住宅ローン控除の申告を忘れずに

住民税からの住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年住宅ローン控除の申告が必要です。確定申告をする人は、その際に住宅ローン控除申告書を提出してください。なお、年末調整のみの人は控除申告書に必要事項を記入し、市役所市民税課へ郵送での提出もできます。

日時＝①〈年末調整のみの人〉1月15日(木)～3月16日

(月)、午前9時～午後5時②〈確定申告をする人〉2月16日(月)～3月16日(月)、午前9時～午後4時

対象＝平成11年～18年までに自宅に入居し所得税から住宅ローン控除額を控除しきれなかった人

用意する物＝①は源泉徴収票(原本)、印鑑②は印鑑

会場＝①は市役所市民税課、大胡・宮城・粕川支所②は前橋プラザ元気21

控除申告書の配布場所＝市役所市民税課、前橋プラザ元気21、各支所・出張所、各コミュニティセンターのほか本市ホームページからもダウンロードできます



住宅ローン控除は申告が必要

問い合わせは 市民税課 ☎898-6204



道路や公園
などの
都市環境整備に

資産割と従業者割で事業所税

問い合わせは 市民税課 ☎898-5961

政令で指定される予定。その場合、新たに課税団体となった日の翌日から6カ月を経過する日の属する月の初日(「適用日」という)以後に終了する事業年度分の法人の事業と、適用日の属する年以後の年分の個人の事業について事業所税を適用するとされ、最短で平成22年6月1日からの課税開始が見込まれます。また、ことし5月5日に合併する富士見村の区域も同時に課税開始されます。

■事業所税の概要

事業所税には、資産割と従業者割があり、資産割は事業所床面積に、従業者割は従業者給与総額によって課税されます(下表のとおり)。なお、非課税や課税標準の特例の措置が適用される事業所などは地方税法に規定されています。

納税義務者	事業所など(事務所・店舗・工場・倉庫)で事業を行う法人または個人		
課税標準 (税額を求める基礎となるもの)	資産割	法人	事業年度の末日現在における事業所床面積
		個人	その年の12月31日現在における事業所床面積
	従業者割	法人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
		個人	その年中に支払われた従業者給与総額
税率	資産割	事業所床面積 1㎡につき600円	
	従業者割	従業者給与総額の100分の0.25	
免税点 (資産割、従業者割ごとに判定)	資産割	合計事業所床面積が1,000㎡以下	
	従業者割	合計従業者数が100人以下	
納税の方法	税金を納める人が課税標準や税額を計算して申告納付します		
申告納付期限	法人	事業年度終了の日から2カ月以内(延長制度はありません)	
	個人	翌年の3月15日まで	

事業所税は、人口30万人以上の都市などが道路や公園、上下水道、学校などの都市環境の整備や改善に関する事業の費用に充てるための目的税で、一定規模以上の事業を営む法人と個人に対して課税されます。

本市は人口が30万人以上となり、最短でことし12月に事業所税の課税団体に

都市計画で住みよいまちづくり

素案がまとまり閲覧や公聴会を

都市計画の素案がまとまりました。その概要をお知らせします。また、この素案の閲覧と公聴会を開催します。

問い合わせは
県都市計画課 ☎226-3656
市都市計画課 ☎898-6944

対象となるさまざまな原案

I 前橋・大胡・宮城・粕川都市計画区域マスタープランの変更「県素案」

平成16年に県が定めた「都市計画区域の整備や開発、保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」の変更手続きを進めています。この中では、都市計画の目標や区域区分(線引き)の決定の有無や土地利用、都市施設、市街地開発事業、自然環境などの主な都市計画決定の方針を定めます。

II 区域区分の変更(市街化区域への編入)「県素案」

計画的な市街地整備を図るために、次の3地区を市街化区域に編入します。

- ①前橋南部地区(横手町・亀里町・新堀町・鶴光路町・下阿内町の各一部)。
- ②朝倉地区(朝倉町・上佐鳥町・下佐鳥町・亀里町の各一部)。
- ③東大室地区(東大室町の一部)。

III 用途地域の変更「市素案」

市街化区域の編入に伴い、それぞれの地区の方針に合わせた土地利用を図るために、用途地域の指定を行います(下表のとおり)。

地区名 (面積)	区域区分・用途地域の変更	
	変更前 (容積率/建ぺい率)	変更後 (容積率/建ぺい率)
前橋南部地区 (約55.5ha)	市街化調整区域 指定なし (200/70)	市街化区域 近隣商業地域 (200/80)
朝倉地区 (約39.1ha)		市街化区域 準工業地域 (200/60)
東大室地区 (約1.9ha)		市街化区域 工業専用地域 (200/50)

館内のイベント いち早く発信

ホームページアドレス
<http://www.genki-21.jp/>

開館1周年を迎えた前橋プラザ元気21で、館内のイベントなどを紹介したホームページを開設。イベント情報など詳しく発信します。ぜひ、ご覧ください。

問い合わせは にぎわい観光課 ☎210-2188

IV 地区計画の決定「市素案」

前橋南部地区の良好な複合市街地環境の形成を図るため、用途地域制限のほか、地区計画の決定を行い、建築物の用途や高さの制限を行います。

V 市計画道路の変更(朝日町下阿内線「県素案」・下川亀里線「市素案」)

前橋南部地区の土地区画整理事業により新設される区画道路との交差点に右折車線を設け、交通の安全と円滑な流れを確保するため、幅員を変更します。

VI 防火地域の変更(二中地区)「市素案」

二中地区(第三)土地区画整理事業の進捗に伴い、準防火地域の区域を変更。これにより、準防火地域が約0.25ha縮小します。

素案の閲覧は7日から21日まで

■素案の閲覧

素案は1月7日(水)から21日(水)までの執務時間内に、県素案は、県庁都市計画課や前橋土木事務所、市役所都市計画課で、市素案は、市役所都市計画課で閲覧できます。

■意見書の提出

地区計画の決定について、意見のある人は1月21日(水)までに市長あてに意見書の提出ができます。

2月5日の公聴会で意見を

■公聴会の開催

日時＝2月5日(木)午前10時

会場＝県前橋合同庁舎(上細井町)

●公述申出書の提出(地区計画以外)

住所・氏名・年齢・職業・意見の要旨を書いた「公述申出書」を1月21日(水)(必着)までに、県素案については県庁都市計画課へ、市素案については市役所都市計画課へ。なお、期間中に「公述申出書」の提出がない場合は、公聴会の開催を中止し、市のホームページでお知らせします。

●公聴会の傍聴

公聴会を傍聴したい人は、公聴会の当日直接会場へ。入場は先着順です。

